

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 6日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 2月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月18日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月11日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 2月19日 午後 1時00分から 令和 8年 2月20日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則2日間特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	5,140,000 4,112,000	一括	1,028,000	34,966	10,809
1	10,000				
2	540,000				
3	1,780,000				
4	10,000				
5	2,800,000				
		</			



物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市城北町
地 番 52番
地 目 宅地
地 積 28.92平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 富士宮市城北町
地 番 53番
地 目 宅地
地 積 50.33平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 富士宮市城北町
地 番 54番
地 目 宅地
地 積 166.13平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 富士宮市城北町
地 番 69番
地 目 宅地
地 積 9.91平方メートル
所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 富士宮市城北町 54番地、53番地
家屋 番号 54番
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわら・スレートぶき2階建
床 面 積 1階 76.18平方メートル
2階 37.26平方メートル
所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7年11月11日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号4】

前面道路と一体利用されており、前面道路との境界が不明確である。

【物件番号1～4】

各土地とも周辺隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市城北町
地 番 52番
地 目 宅地
地 積 28.92平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 富士宮市城北町
地 番 53番
地 目 宅地
地 積 50.33平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 富士宮市城北町
地 番 54番
地 目 宅地
地 積 166.13平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 富士宮市城北町
地 番 69番
地 目 宅地
地 積 9.91平方メートル
所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 富士宮市城北町 54番地、53番地

家屋 番号 54番

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわら・スレートぶき2階建

床 面 積 1階 76.18平方メートル
2階 37.26平方メートル

所有者 A



令和 7 年 (ケ) 第 1 2 号
令和 7 年 5 月 2 9 日受理
令和 7 年 7 月 9 日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 良 村 和 徳 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市城北町
地 番 52番
地 目 宅地
地 積 28.92平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 富士宮市城北町
地 番 53番
地 目 宅地
地 積 50.33平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 富士宮市城北町
地 番 54番
地 目 宅地
地 積 166.13平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 富士宮市城北町
地 番 69番
地 目 宅地
地 積 9.91平方メートル
所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 富士宮市城北町 54番地、53番地
家屋 番号 54番
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわら・スレートぶき2階建
床 面 積 1階 76.18平方メートル
2階 37.26平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1～4	
現況地目	☒ 宅地(物件1～4) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ ほぼ公図のとおり ☒ 建物配置図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が物件2及び物件3土地上下に下記建物を所有し、占有している。物件1は、所有者A及び目的外土地所有者Cが道路に至るための通路として使用している。物件4土地は、前面道路と一体となっており、所有者Aが通路として使用している。	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
建物	物件5	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件土地について

物件1土地の不動産競売の対象となっているのは、Aの持分2分の1である。

物件1土地は、所有者A及び隣地（目的外土地 地番50）の所有者Cとの共有地となっている。所有者Aの供述によると、本件土地を通路として利用するにあたり相互間の取り決め等は特になくのことである。物件4土地は、建物配置図記載の前面道路と一体して舗装されている通路の一部として使用されている様子であるが、境界は、判然としない。また、同土地についても通路として利用するにあたりCとの取り決めは特になくのことである。

物件2及び物件3は、物件5の建物敷地として一体利用されているが、境界は、不明確である。

前面道路（建築基準法上の道路）（建物配置図参照）の北西側あたりの正確な位置は、判然とせず、同道路の一部が物件3土地と共に建物敷地として使用されている可能性も否定できない。市役所においても、正確な位置は、把握できていないとのことである。

いずれにせよ、各物件において、境界標等が確認できないことから周辺隣地（目的外土地）との境界は、判然としない。

■ 本件建物について

壁等の破損部分が複数見受けられた。

■ 本件物件に係る供給施設・公法上の規制の概要等については、評価書中の記載を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は、本件土地建物の所有者です。 2 本件建物は、私が居宅として使用しています。 3 建物内には、壁等に破損箇所があります。 4 建物内で犬を一匹飼っています。 5 執行官から土地の境界について尋ねられましたが、本件不動産については、建て売りの状態で購入しており、今の状態のまま購入したので、境界及び前面道路についての詳細はわかりません。 6 物件1についてはCさん（目的外土地地番50所有者）と共有していますが、特に取り決め等はありません。物件4についても同様に取り決め等はありませんし、仮にCさんが物件4土地を通路として使用していたとしても金銭を受けとることはないですし、今までもありません。 7 現在、Cさんは、お隣（地番50）に住んでいないみたいですが、時々、お見かけすることがあります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月30日（金）	執行官室	間取図交付請求（郵送） 富士宮市役所
7年6月5日（木）	執行官室	所有者Aに対し、占有関係照会書送付（郵送） 返信用封筒添付 書面による回答なし
7年6月9日（月） 13：10－13：25	物件所在地	現地確認、外観写真撮影、占有関係調査
7年6月16日（月） 14：45－14：50	静岡地方法務局富士 支局	隣接土地等の現在事項証明書申請
7年6月23日（月） 14：30－15：15	物件所在地	占有関係調査、立入調査、写真撮影、評価人同行、境界調査、所有者Aと面談

(特記事項)

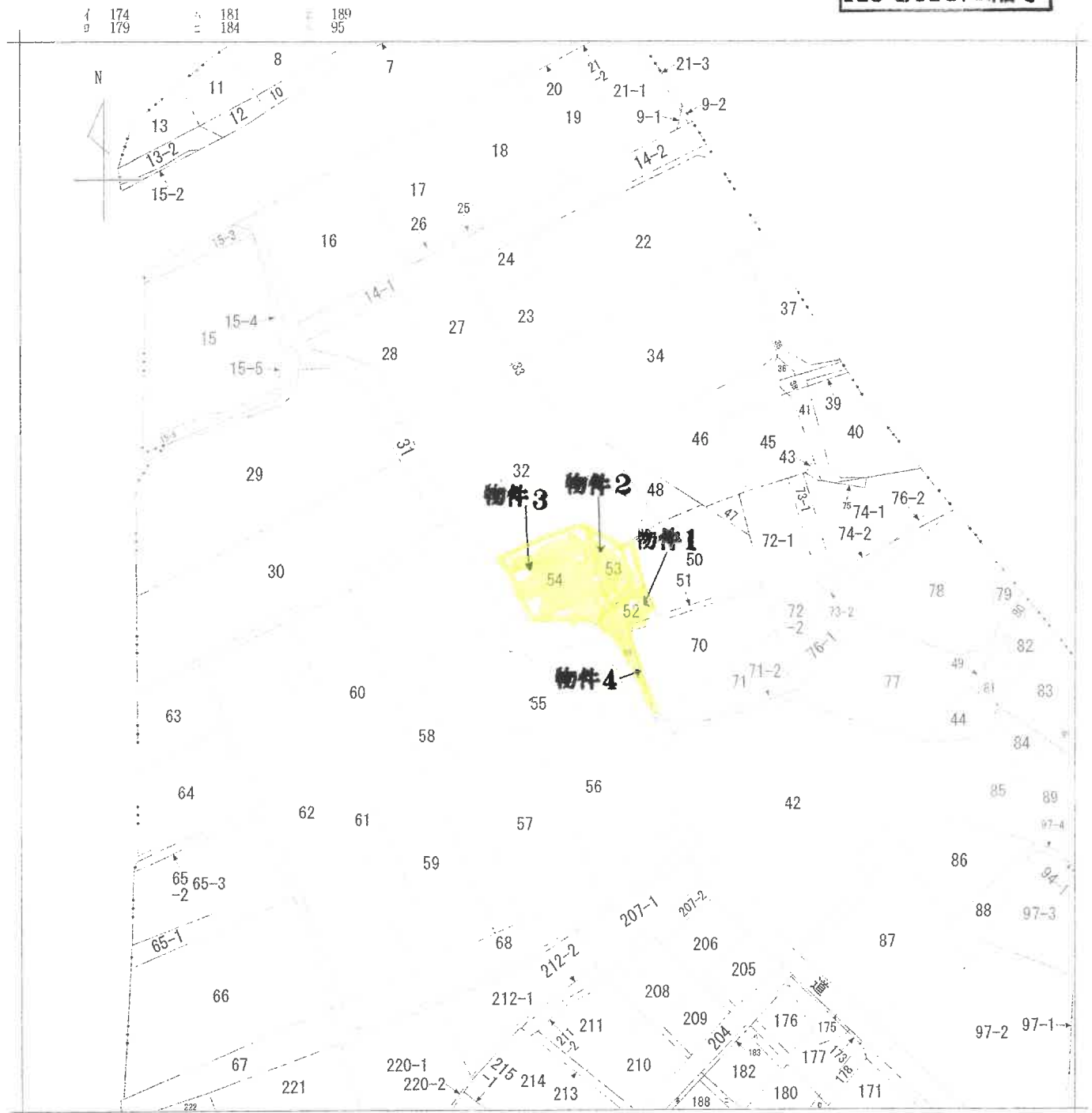
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和7年6月23日
調査開始時、目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。建物内の調査終了後に、所有者Aが物件所在地に現れた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

城北町

A 城北町

請求部	所在	富士宮市城北町				地番	54番			
出力尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和60年11月1日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方方法務局富士支局管轄)

令和7年2月20日

横浜地方方法務局神奈川出張所

登記官

請求番号：20-1

(1/1)

(7枚目)

登記年月日：平成19年2月14日

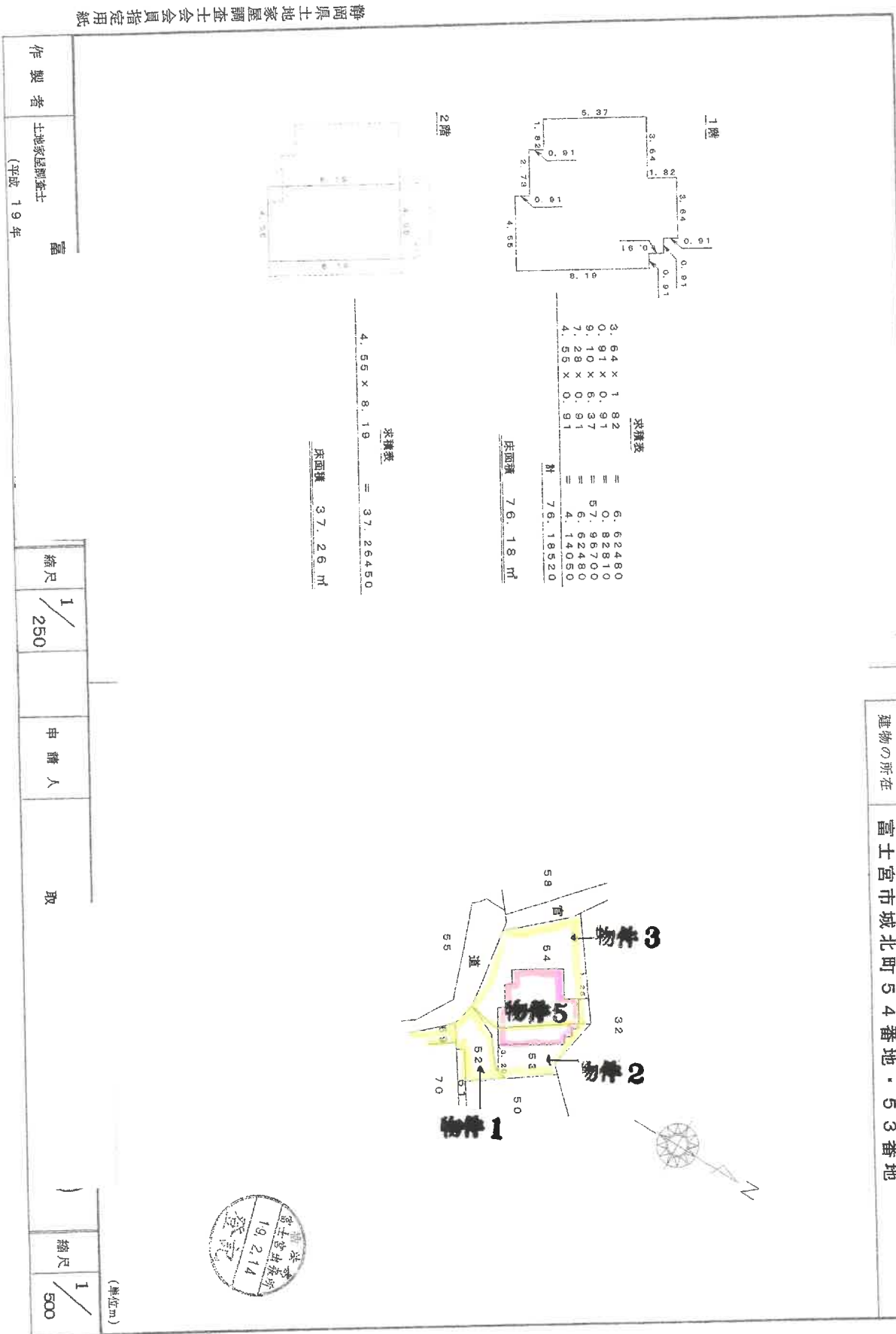
令和7年2月20日
静岡県地方方法務局富士支局管轄
横浜地方方法務局神奈川出張所
（これは図面に記録されている内容を証明した書面である。）

登記官

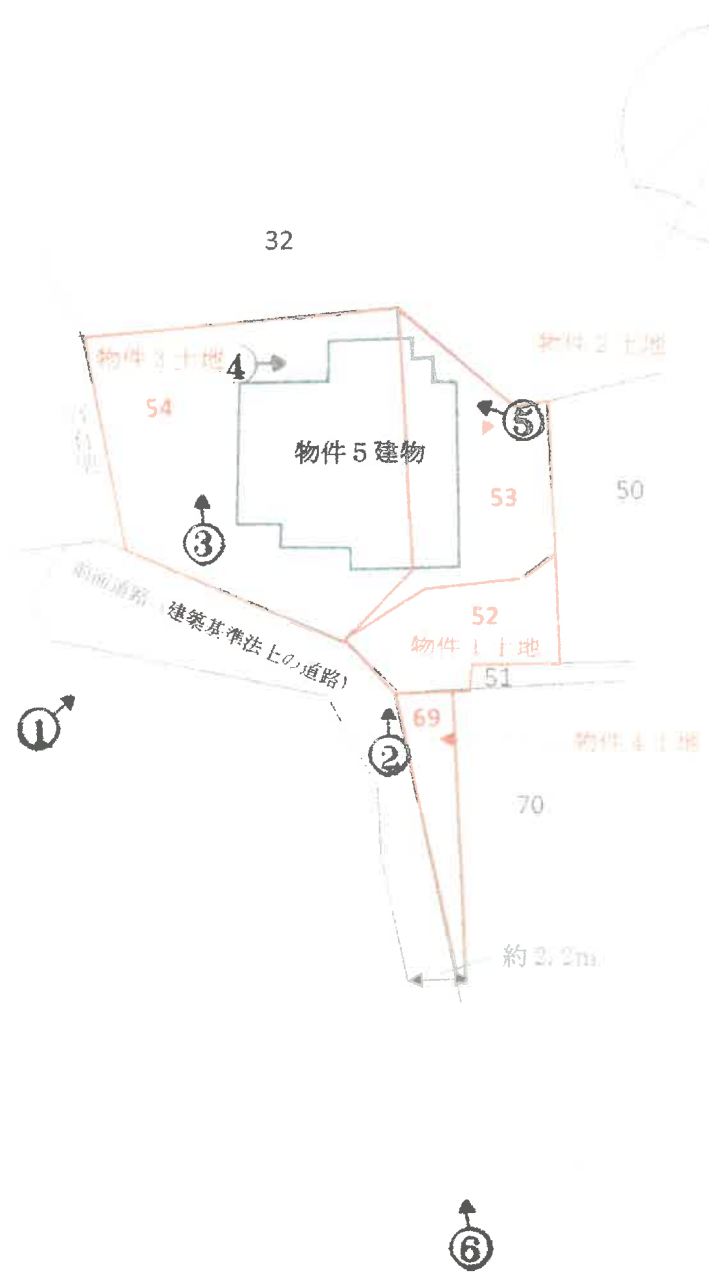
155516 各階平面図

建物平面図

家屋番号	54番
建物の所在	富士宮市城北町54番地・53番地



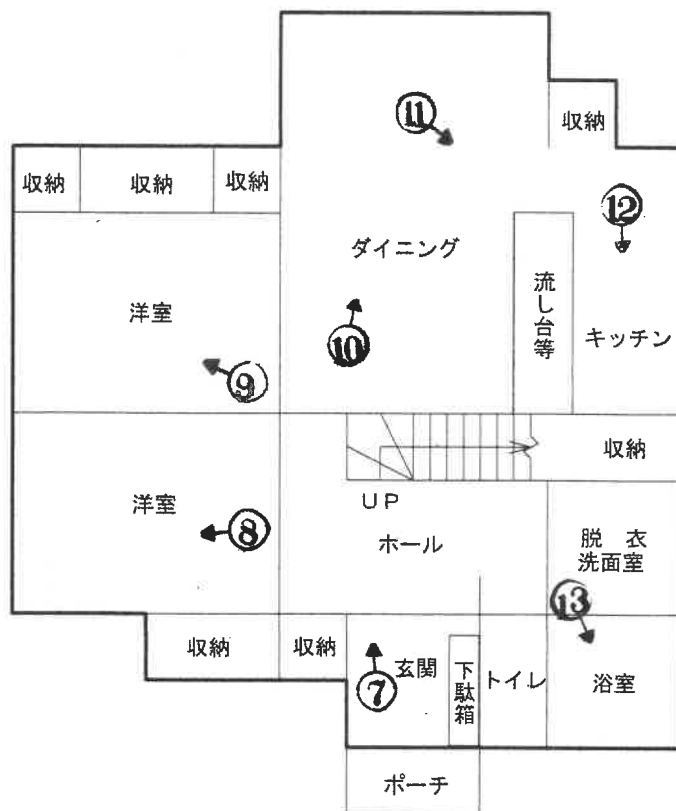
建 物 配 置 図



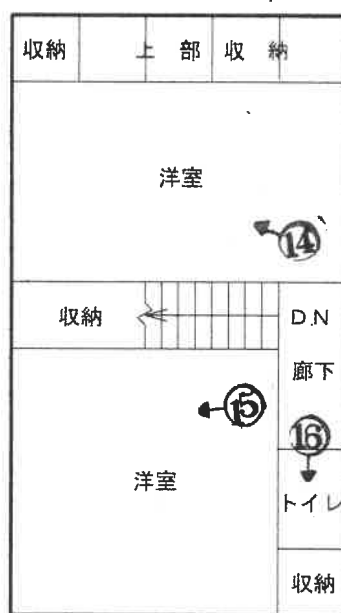
間 取 図



写真撮影方向を示す



1 階



2 階

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5

物件 5



物件 2 あたり

写真 6

物件 5



物件 4 あたり

写真 7

建物内の状況



写真 8

建物内の状況



写真 9

建物内の状況



写真 1 0

建物内の状況



写真 1 1

建物内の状況



写真 1 2

建物内の状況



写真 1 3

建物内の状況



写真 1 4

建物内の状況



(17 枚目)

写真 1 5

建物内の状況



写真 1 6

建物内の状況



令和7年(ケ)第 12号
令和7年6月23日現地調査
令和7年7月10日評価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西 園 文 人 ⑩

物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市城北町
地 番 52番
地 目 宅地
地 積 28.92平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 富士宮市城北町
地 番 53番
地 目 宅地
地 積 50.33平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 富士宮市城北町
地 番 54番
地 目 宅地
地 積 166.13平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 富士宮市城北町
地 番 69番
地 目 宅地
地 積 9.91平方メートル
所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 富士宮市城北町 54番地、53番地
家屋 番号 54番
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわら・スレートぶき2階建
床 面 積 1階 76.18平方メートル
2階 37.26平方メートル
所有者 A

第1 評価額

一括価格	
金5,140,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金10,000円
物件2（土地）	金540,000円
物件3（土地）	金1,780,000円
物件4（土地）	金10,000円
物件5（建物）	金2,800,000円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～4の土地の内訳価格は、物件5の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記 上	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
4	物件目録記載のとおり	
5	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・ 物件 2， 3 土地上に物件5建物が存する。		

※現況欄に記載なき事項はほぼ登記記載に同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状態等（物件1～4）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ身延線「富士宮」駅の北方、直線距離にて約1.6km付近に、別添「位置図」のとおり所在する。	
付 近 の 状 況	県道背後に位置し、一般住宅のほかアパート等もみられる住宅地域である。地域環境に大きく影響を与えるような変動要因は認められないため、当面は現状の環境が維持されると予測される。	
主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	150%
	防火規制	-
	その他規制	-
画 地 の 状 況	地 積	255.29平方メートル
	形 状	不整形
	間口・奥行	間口約13m、奥行約13m
	地 勢	敷地内はほぼ平坦
	接道状況	敷地の南側で幅員約2mの舗装路(法42条2項道路)に接面する中間画地
	そ の 他	なし
前 面 道 路 の 状 況	幅員約2mの建築基準法上の道路(42条2項道路)	
土 地 利 用 の 状 況	・ 物件2、3土地は、物件5建物の敷地の用に供されている。 ・ 物件1土地は、所有者A及び隣地（目的外土地 地番50）の所有者Cとの共有地となっており、相互の通路として使用されているとみられるが、相互間での土地利用に係る取り決め等は特にないようである。 ・ 物件4土地は、接面する前面道路と一体として使用されているとみられるが、境界が判然としない。なお、当該土地についても隣地所有者との取り決め等は特にないようである。 ・ 前面道路と目的土地との境界は判然としないが、富士宮市より取得した建築計画概要書によると、道路中心線より2m後退した位置に後退線が記載され、当該後退線内に目的建物は配置されている。詳細は不詳であるため、富士宮市に照会されたい。 ・ 目的外建物の有無：無	

供給処理施設	<table><tr><td>上</td><td>水</td><td>道</td><td>あり</td></tr><tr><td>ガ</td><td>ス</td><td>配</td><td>管</td></tr><tr><td>下</td><td>水</td><td>道</td><td>あり</td></tr></table> 注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態であることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込みことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず、供給処理施設を利用している場合や、行政機関における確認事項に疑義がある場合で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	上	水	道	あり	ガ	ス	配	管	下	水	道	あり
上	水	道	あり										
ガ	ス	配	管										
下	水	道	あり										
特記事項	・ 富士宮市ホームページにて公開されている「富士宮市遺跡地図」によると、目的物件土地は埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ・ 目的物件は土壌汚染対策法に規定される「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」には該当していない。また、外観調査の範囲においては、目的物件土地に土壌汚染の存する端緒は発見されなかった。 ・ 現地における外観調査の限りにおいては、再建築の際、建物の配置計画等に影響を及ぼすような地下埋設物の存する端緒は発見されなかった。												

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月（登記記載）：昭和42年5月10日 経 過 年 数 ： 約58年 経済的残存耐用年数： ほぼ満了しているとみられる。
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： セメントかわら・スレートぶき 外 壁 ： 吹付塗装仕上 内 壁 ： ビニールクロス等 天 井 ： ビニールクロス等 床 ： 畳・フローリング等 設 備 ： 電気、給排水、衛生 そ の 他 ： 特になし
床 面 積	登記数量にほぼ同じ
現 況 用 途 等	居宅
品 等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	建物所有者Aが本建物を居宅として占有している。
特 記 事 項	・ 壁等の破損箇所が複数箇所みられた。 ・ 室内にて犬を一匹飼育している。 ・ 建築年月から判断すると、建築資材にアスベスト等の有害物質使用の可能性を否定できず、アスベスト使用建材の有無及びその状態については別途専門家の調査が必要となる。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が快適性を重視する住宅地域に存するため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1. 基礎となる価格

(1) 物件1～4（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	共有 持分 オ	建付地価格 (円) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
1	44,200	0.05	28.92	-	1/2	30,000
2	44,200	1	50.33	0.9	1	2,000,000
3	44,200	1	166.13	0.9	1	6,610,000
4	44,200	0.05	9.91	-	1	20,000

ア 標準画地価格

地価公示標準地 富士宮-4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $56,200\text{円}/\text{m}^2 \times 99.9/100 \times 100/100 \times 100/127 \div 44,200\text{円}/\text{m}^2$

◇ 時点修正： 公示価格等の時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： なし

◇ 地域格差： 街路条件+、環境条件+

イ 個別格差： 道路使用△(物件1、4)

ウ 地 積： 公簿数量を採用した。

エ 建付減価： 敷地と建物との適応の状態、環境との適合の状態を考慮した。

(2) 物件5 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移・動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) エ (ア×イ×ウ)
5	150,000	113.44	0.05	850,000

ウ 現価率： 経過年数、維持管理の状態、建物の構造・用途等を考慮し、現価率を5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を下記のとおり求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (1(1)カ) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ (ア×イ)
1	30,000	0.5	法定地上権	15,000
2	2,000,000	0.5	法定地上権	1,000,000
3	6,610,000	0.5	法定地上権	3,305,000
4	20,000	0.5	法定地上権	10,000

イ.土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を物件5建物について50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)カ、1(2)エ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) (2(1)ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	30,000	-15,000	/	0.9	0.6	10,000
2	2,000,000	-1,000,000	/	0.9	0.6	540,000
3	6,610,000	-3,305,000	/	0.9	0.6	1,780,000
4	20,000	-10,000	/	0.9	0.6	10,000
5	850,000	+4,330,000	-	0.9	0.6	2,800,000
一括価格 (合計)						5,140,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：対象物件の個別的要因及びこの種の不動産の市場性を十分検討したが、目的物件と隣地、前面道路との境界が判然とせず、境界が不分明な箇所が複数みられることから、所要の調整を施した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示標準地 富士宮-4

所 在 : 静岡県富士宮市北町1-24

価 格 : 56,200円/㎡

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 227㎡

供給処理施設 : 上下水道、ガス

接 面 街 路 : 北東4.7m市道

用 途 指 定 等 : 市街化区域、第2種中高層住居専用地域
指定建ぺい率60% 指定容積率150%

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

4 間取図

以上

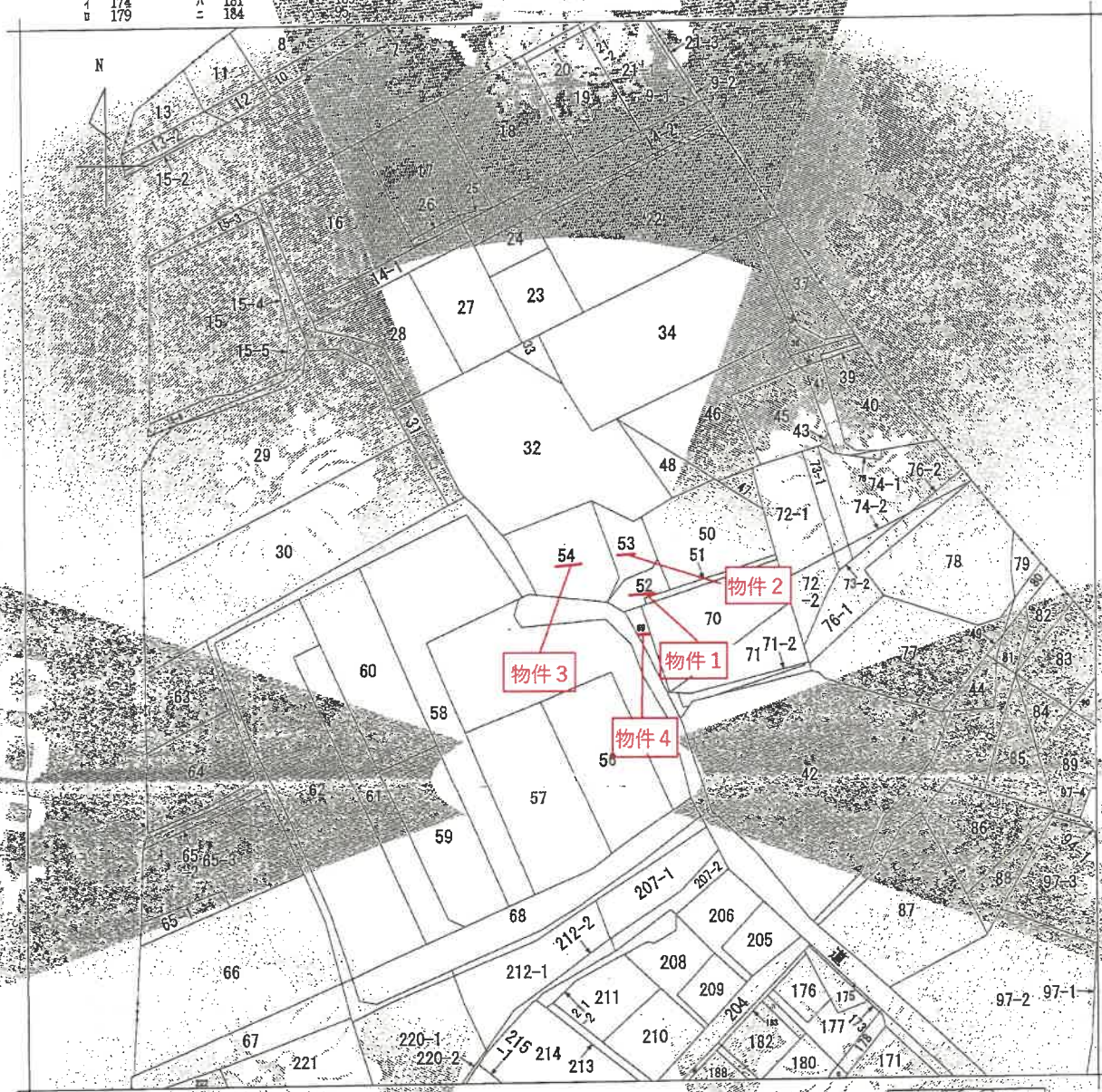


公 図 写

(A3版をA4版に縮小)

イ 174
ロ 179

ハ 181
ニ 184



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を正確にした不動産登記簿の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	富士宮市城北町				地 番		54番		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		原簿系 番号又は 図号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和60年11月1日				備 考	年月日 (原図)		補 記		

これは地図に準ずる図面に記載された内容と証明した書面である。

(静岡地方方法務局富士支局管轄)

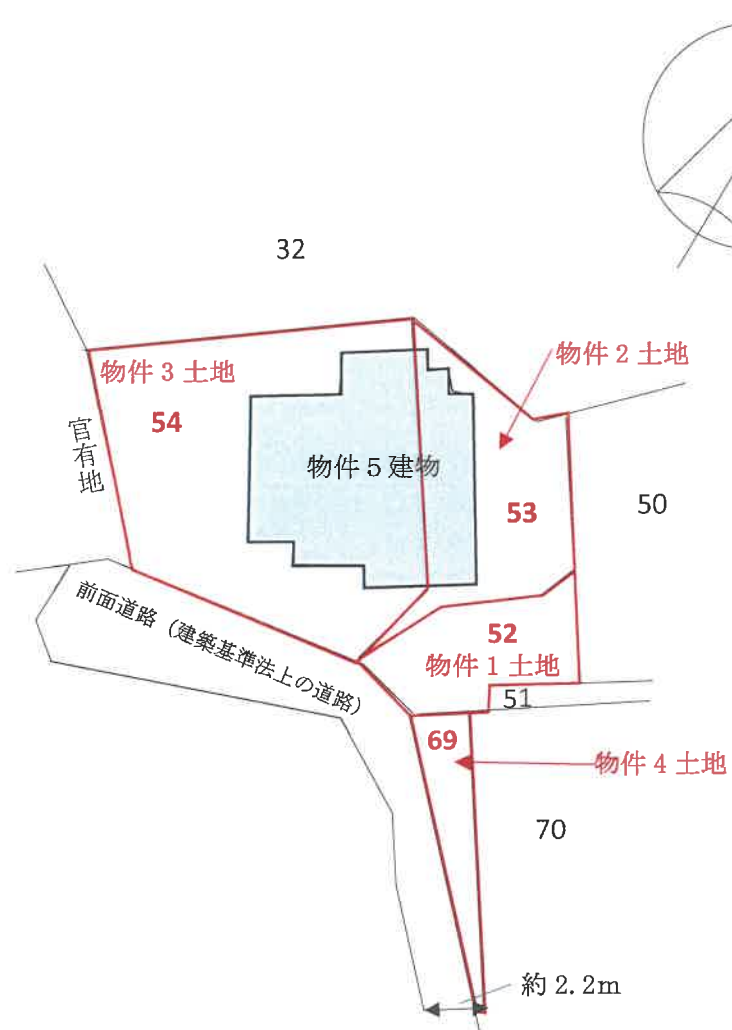
令和7年2月20日

横浜地方方法務局神奈川出張所

請求番号：20-1

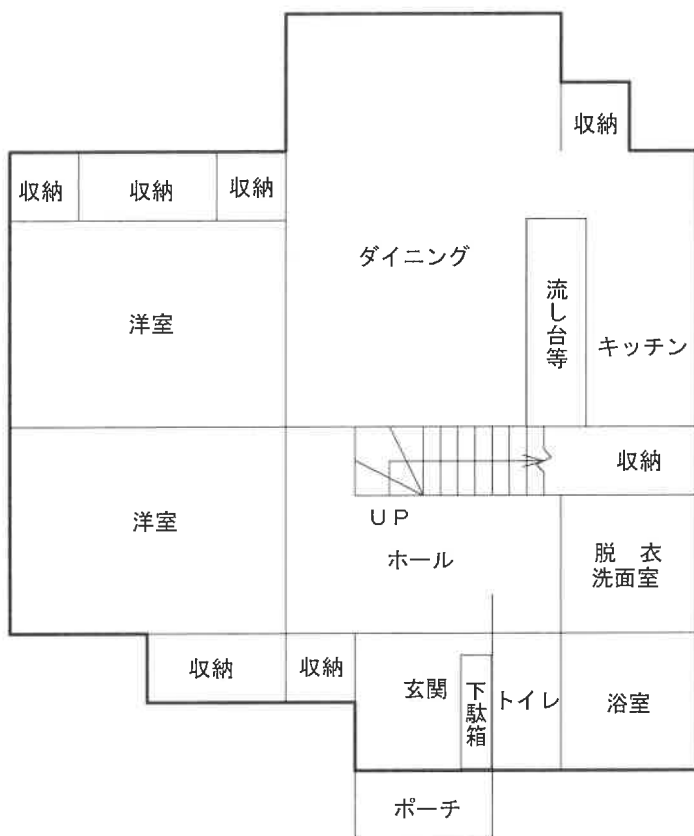
(1/1)

建 物 配 置 図



※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。

間 取 図



1 階



2 階

※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。